

札幌市建築基準法施行条例及び札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案  
平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例及び札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市建築基準法施行条例の一部改正）

第1条 札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第73条第1項中「第8項」を「第9項」に、「第11項」を「第12項」に改める。
- (2) 第74条の10の表5の項中「、第8項ただし書」を削り、「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に改める。
- (3) 別表2第一種小売店舗地区の項第10号及び第11号中「(わ)項」を「(か)項」に改め、同項第13号中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改め、同表第二種小売店舗地区の項第5号中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改め、同表第三種小売店舗地区の項第1号及び第2号中「(わ)項」を「(か)項」に改め、同項第4号中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改め、同表第四種小売店舗地区の項第3号及び第4号中「(わ)項」を「(か)項」に改め、同項第6号中「第130条の9の3」を「第130条の9の5」に改め、同表第一種特別業務地区の項第7号及び第8号中「(わ)項」を「(か)項」に改め、同項第10号中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同表第二種特別業務地区の項第4号中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同表第三種特別業務地区の項第2号及び第3号中「(わ)項」を「(か)項」に改め、同項第5号中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同表第一種職住共存地区の項第9号中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同項第10号中「(ぬ)項」を「(る)項」

に改め、同表大規模集客施設制限地区の項第1号及び第2号中「(わ)項」を「(か)項」に改める。

(札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第3条第1項中「第12項まで」を「第13項まで(第8項を除く。)」に改める。
- (2) 別表2テクノパーク地区地区整備計画区域の項研究・開発業務地区の目ア欄中「(り)項」を「(ぬ)項」に改め、同表清田・真栄地区地区整備計画区域の項沿道A地区の目ア欄中「(ち)項」を「(り)項」に改め、同表宮の沢駅周辺地区地区整備計画区域の項ターミナル地区の目ア欄及び学習・交流地区の目ア欄中「(ち)項」を「(り)項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例別表2の改正規定は、この条例の公布の日後最初のテクノパーク地区地区整備計画区域、清田・真栄地区地区整備計画区域及び宮の沢駅周辺地区地区整備計画区域に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更の告示があった日から施行する。

#### (理 由)

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。